

【第3報・最終】 E23 東名阪自動車道 上り線 KP40.35 集中工事規制内での車両接触事故について (東名阪集中工事)

【発生日時】 2026年4月21日（火）9：35頃

【発生場所】 東名阪自動車道 上り線 KP40.35（東名阪集中工事内）

【件 名】 2026年度 東名阪自動車道 ●●管内維持修繕業務

【受注者名】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋（株）

【概 要】 集中工事規制内へ流入した際、メンテ車両が停止していた舗装工事の連絡者（ライトバン）とトイレカーに接触した。

【被害状況】 人的被害：相手なし・当方なし
物的被害：相手 連絡車（ライトバン）右後方
 トイレカー 標識車のミラーと接触したが損傷無
 当方 協力会社関係車両（標識車）左前方

【時 系 列】 4月21日（火）
 9：35 事故発生
 9：40 現場責任者から●●・一宮管制センター・警察へ連絡
 10：10 現場責任者からメンテ当番へ連絡
 11：00 警察到着。事故見分開始
 11：20 事故見分終了。警察・管理隊離脱
 11：45 現場離脱
 17：00 緊急安全大会実施

【報 道 等】 なし

【原 因】

- ・朝礼にて流入箇所を確認していたものの、流入箇所を通過してはいけないという焦りから、流入箇所50m手前から誤って流入してしまった。また、事故当事者の車両は、当該工事（補修隊）の先発部隊であり、現地に誘導員がおらず入口の明示もされていなかった。
- ・規制内流入直後、前方停止車両を視認したものの、その場で停止すると車両後方部が本線にはみ出すと判断(今回流入部から停止車両まで15m程度)し、一時停止せず通過した。また、停止車両の横を通過できると誤った判断をしてしまった。

【今後の対策】

- ・規制流入時の確認事項（出発前の流入箇所の確認、規制流入時の減速及び規制帯内での徐行、助手・運転手双方の声掛けなど）を作業手順書に明記する。
流入時の確認事項の再徹底と、助手と運転手双方の声かけによる安全かつ適切な箇所からの流入を徹底する。
万が一、助手・運転手による確認で既定の箇所からの流入が安全ではないと判断された場合については、無理に流入しないこともルール化する。
- ・調整会議にて、流入箇所と隣接する作業ヤード付近に停止車両や資材等の危険要素が確認されている場合については、朝礼にて作業員への周知を徹底するとともに、必要に応じて流入箇所の再検討を行う。
- ・規制内で停止車両の横を通過する際は、一時停止を行い安全に通過できるか確認を行ったうえで徐行により通過する。万が一安全が確保されないと判断した場合は、通過せず停止車両の後方で停車し、安全に通過できる状態となるまで待機する。

【位置図】



【事故状況】

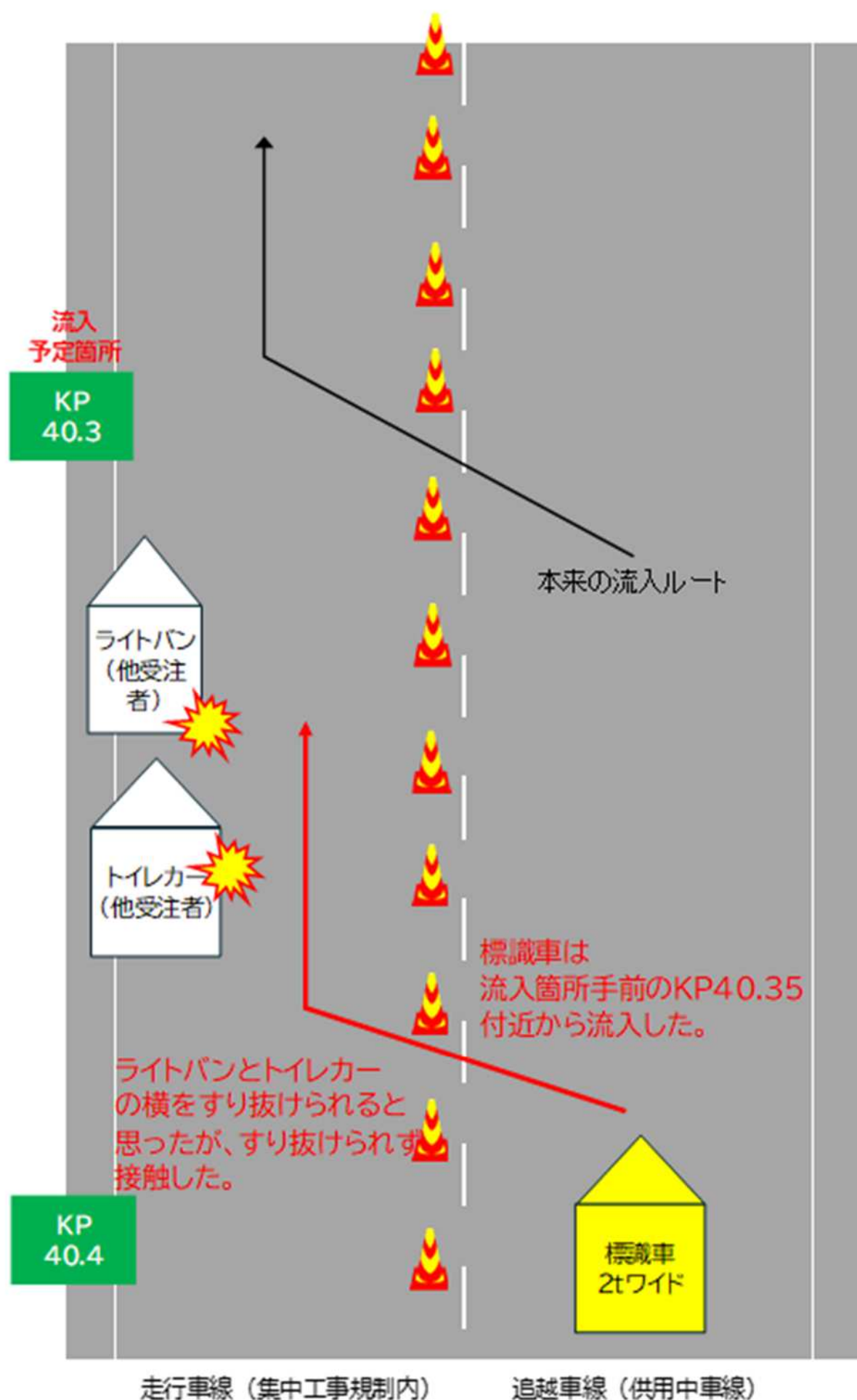
(相手)



(当方)



【事故状況図】



【事故状況 ヒアリング状況】



【緊急安全大会状況】



【作業手順書】

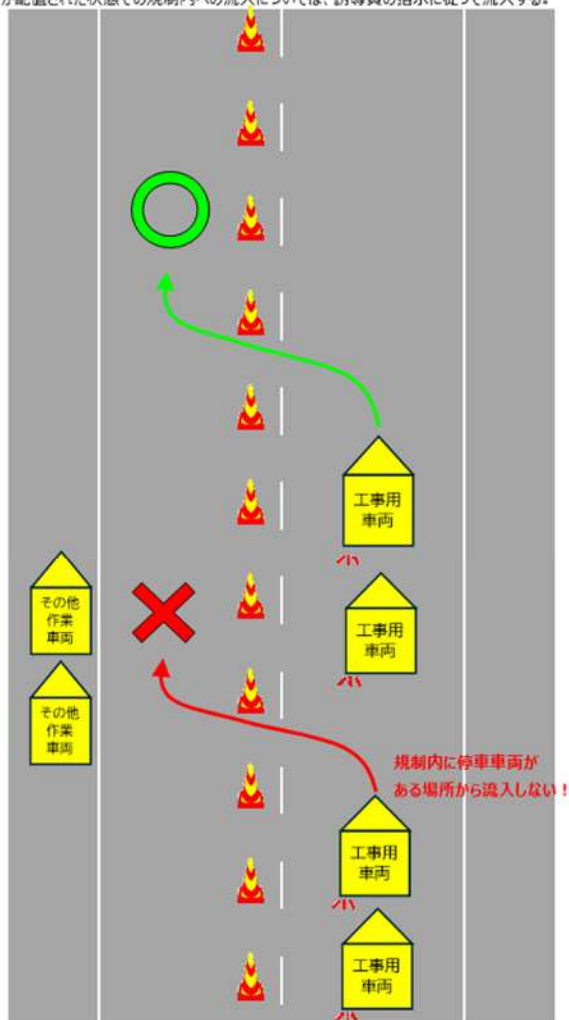
◆規制内入場手順（移動作業・規制作業など固定作業以外）【通常期・集中工事 共通】

【共通事項】

- ①規制へ出発する前に、流入する箇所（KPなど）の確認と決定を行う。
 - ②規制流入時、運転手と助手が声掛けを行い、流入位置（KP等）の確認や流入する箇所に危険が無いが双方で確認する。
 - ③規制内流入後、規制内を移動する際は原則徐行とする。また、規制内で停車車両の横を通過する場合は一時停車し安全に通過できるが確認してから通過する。
- ※①で決めた箇所からの流入が安全でないと運転手・助手で判断した場合については、無理に流入せず、再度打ち合わせを行い安全な場所から流入する。

①規制内に、入場する

- ・入場時は、誘導員が不在のためコーンの間から入場する。
- ・入場する300m手前からハザード・100m手前からウィンカーを点灯する。
- ・ボンピングブレーキで後方車両に注意喚起を行い、減速してから入場する。
- ・規制内に車両等支障物がある場所からは入場せず、安全が確保された場所から入場する。
- ・誘導員が配置された状態での規制内への流入については、誘導員の指示に従って流入する。



②流入が完了する

- ・工事用車両は、入場後、すみやかにハザードを点灯する。

